

平成 29 年3月 29 日

各位

株式会社 J ストリーム

当社を騙る業者からの不審なメール(詐欺メール)にご注意ください

今般、当社の名を騙った不審なメールが発信されていることが確認されております。ショートメール等にコンテンツ利用料を滞納しているといった旨のメールを送り、早急に指定した電話番号等に連絡することを求めています。

このような業者に対して連絡を行った場合、対応する人物は当社名を騙り、「コンテンツ利用料」等と称し、多額の金銭の支払いを請求するとともに、「法的手続きではなく話し合いの解決」などの主張をすることです。

最終的に金員を詐取することを狙いと見られます。

これらのメール等は当社から発信したのではなく、当社とは一切関係ございません。当社の事業は企業をサービス提供先とするものであり、個人のお客様に対してコンテンツ使用料等を請求することはございません。

万が一、このような不審なメール等を受けとられた場合には、メール等に記載のある不審な Web サイトや電話番号にはアクセスせず、最寄りの警察もしくはお近く消費生活センターにご相談いただきますようお願い致します。

警察庁相談専用電話(振込詐欺相談窓口)

電話:局番なし #9110

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口案内)

電話:188 (※3桁の電話番号となります)